

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 22 日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

第 1 請求の受理

1 請求の提出日

平成 31 年 1 月 25 日

2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 31 年 1 月 29 日に受理を決定した。

第 2 請求の趣旨

以下のとおり、魚沼市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）から請求の要旨を原文のまま記載する。

魚沼市副市長住宅に関する規程の「第 5 条 副市長住宅の維持管理費で貸借人が負担すべきものは、副市長個人の負担とする。」としているが、副市長が個人負担しなければならない住宅の維持管理費を市が公金で負担することは、不法公金支出に当たるため、直ちに当該副市長個人負担分の公金支出の差し止めと、違法に支出した契約時から、支払い済みまでの副市長個人負担分を副市長が応分の利息を付して市に返還するよう勧告することを求める。

第 3 監査の実施

1 監査対象部局

魚沼市総務課

2 監査の方法

関係書類等の監査を行い、魚沼市総務課の職員から事情を聴取した。

3 監査対象事項の決定

次の事項を監査対象とした。

- (1) 魚沼市副市長住宅に関する規程（平成 29 年訓令第 18 号、以下「規程」という。）第 5 条に定める副市長の個人負担となる副市長住宅の維持管理費は、どのような経費で、その支払いは適切であるかどうか。

4 請求人の陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 31 年 2 月 6 日、陳述及び証拠の提出の機会を設けた。また、陳述の際、同条第 7 項の規定に基づき、総務課の職員を立ち会わせた。

5 監査対象部局の見解

東川副市長の就任に当たり、その住まいとなる住宅の賃貸借については、平成 29 年 5 月 29 日に関連する補正予算の議決、同日に家賃等の公費支出の市長決裁を行い、同年 7 月 1 日副市長就任後、明確に規程を定める必要があると判断し整備を行った。

規程の整備は同年 9 月 20 日に訓令第 18 号として整備後、同年 10 月 6 日に訓令第 21 号として改正を行い、併せて、5 月 29 日付け市長決裁で公費支出とした、家賃、共益費、除雪費、礼金、敷金、仲介手数料、火災保険料、駐車料、また、副市長個人負担分とした町内会費を同じ区分で「魚沼市副市長住宅に関する規程第 3 条補足」（以下、「補足」という。）として同日付で定めた。

公費からの支出については、平成 29 年 7 月 14 日の支払い以降、この区分で支払っており、不適切な支払とは考えていない。

なお、町内会費は月額 1,000 円を副市長から徴収し、市の歳入に入れたうえで、町内会費も含めた金額を毎月契約先に支払っている。

6 事実関係の確認

監査対象事項に関する関係書類等の監査の結果、次のような事実を認めた。

- (1) 平成 29 年 5 月 29 日議決の平成 29 年度魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）で、副市長住宅の借上料が計上された。
- (2) 平成 29 年 5 月 29 日付け魚総第 62 号で、副市長住宅に係る家賃、共益費、除雪費、礼金、敷金、仲介手数料、火災保険料、駐車料を市負担とし、また、町内会費を副市長個人負担とする市長決裁が行われた。
- (3) 平成 29 年 9 月 20 日付け訓令第 18 号で規程が制定された。
- (4) 平成 29 年 10 月 6 日付け訓令第 21 号で規程が改正された。
- (5) 平成 29 年 10 月 6 日付け魚総第 218 号で補足が定められた。
- (6) 平成 29 年 7 月 14 日の支払いを第 1 回として、家賃、共益費、駐車料、町内会費の合計 94,000 円（11 月～3 月は除雪費 5,000 円を加え 99,000 円）が月額として、また、火災保険料 12,180 円が年額として契約先に支払われていた。
なお、町内会費 1,000 円は副市長個人負担分であるので、魚沼市一般会計諸収入 雑入に毎月歳入されていた。

第 4 監査委員の判断

国からの副市長就任に先立ち、副市長住宅の賃貸借に係る経費のうち、どの経費を市が負担し、どの経費を副市長個人が負担するか平成 29 年 5 月 29 日付け市長決裁を行ない、同日付で同じ考え方で積算した補正予算が議会議決されている。

また、副市長就任後ではあるが、明確に規程を定める必要があると判断し、規程及びその補足を定めて現在に至っている。

他の自治体においても同様のケースはあり、公費負担についての考え方に違いが見受けられるが、どの経費は公費支出してはならないという明確な基準はなく、市長の判断で決めるべきものである。また、補正予算の議決も得ていることから、議会の同意を得ており、不適切な点は認められない。

第 5 監査の結果

以上のことから、監査委員合議の結果、本件請求は理由がないものと認め、これを棄却する。